

参議院商工委員会會議録第二十一号

昭和三十八年五月九日(木曜日)

午前十四時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤間 文三君
理事 岸田 幸雄君
近藤 信一君
向井 長年君

委員

亀井 光君
御木 亨弘君
古池 信三君
豊田 雅孝君
前田 久吉君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
久保 等君
格 繁夫君
二宮 文造君
奥 むめお君
向井 長年君

政府委員

通商産業
政務次官 上林 忠次君
通商産業省
鉱山局長 川田 千速君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

説明員

労働省労働基
準局監督課長 小嶋 光男君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○スーパーマーケット法案(向井長年君発議)

○採石法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(赤間文三君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせの協議いたしました事項について報告を申し上げます。

まず、本日の打ち合わせましたことは、理事の辞任許可及び補欠互選の件、それからスーパーマーケット法案(参議院三〇号)について提案理由の説明を聴取する。それから採石法の一部を改正する法律案(閣法第一五二号)の御質疑をお願いする、こういうことに大体委員長及び理事打ち合わせは打ち合わせをいたしましたのでございます。

○委員長(赤間文三君) それではこれから議事に入ります。

まず、理事の辞任許可に関する件について皆様方にお諮りを申し上げます。

上原正吉君から都合によって理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認めます。

それでは、私から川上為治君を理事に指名をいたします。御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) 次に、去る五月六日本委員会に付託になりましたスーパーマーケット法案を議題といたします。

発議者から、この提案の理由の説明を聴取したいと存じます。向井長年君。

○向井長年君 ただいま議題となりましたスーパーマーケット法案の提案理由の説明をいたします。

一、スーパーマーケット進出の実態最近、流通革命という流行語がで

き、その特徴的な内容として、セルフサービス方式をとるスーパーマーケットやスーパーストアの出現が大きな問題として、取り上げられております。

セルフサービス小売店の続出する原因として、労働力不足が次第に表面化してきたので、多くの店員によるサービス販売が困難になった点、消費財の大量生産が進んだ点、従来のメリカー、卸、小売という流通機構ではさばき切れなくなった点、また消費者購買力が手回りのからない半成品や加工品の食料の買いだめをするようになった点、さらに、金融の安定性のない中小間屋筋の換金投げ売りが安売りの店に拍車をかけた点などを

あげることができま。

これらのセルフサービス店の数は、昨年十二月現在で二千六百八十二店といわれ、そのうち年間売上高一億円以上の店が三百八十三店といわれております。この数は、全国百三十万の九一%を占める従業員四人以下の小売商店数から見れば僅少であります。売上高の点で中小小売店を強く圧迫し始めていることは明白な事実となっております。すでに百貨店、私鉄その他の大資本がセルフサービス店経営に多数進出してきております。また昨年は、米国の有力セルフサービス店資本が進出してくるといふ計画が漏れて、ついに重大な社会的問題にまでなった事実があります。

今後、消費購買力の伸びに見合っており、ますますセルフサービス店が多くなり、かつ大資本でこの分野に進出するものも多くなるのは必至となっております。

二、スーパーマーケット法制定の必要

今や、いわゆるスーパーマーケット、スーパーストアといわれるセルフサービス方式の小売店経営を野放しに開店させるのでなく、一方においては、従来からの中小規模の小売業者の経営権を守り、しかも他方においては、これらの従来からの中小小売業者を含めて小売商業全体の正常かつ合理的な発展をはかる見地に立つて、これらセルフサービス経営について政策上の強力な指導方針の確立が必要となつてきております。

本国会に提出されている政府、社会党及びわが民主社会党がそれぞれ提出している中小企業基本法案には、それぞれ中小規模の小売商業者の経営近代化と事業機会の確保について触れております。したがって、基本法関連法規として、緊急を要するスーパーマーケット対策の法制化が必要なのはであります。

わが民主社会党提出の基本法案の第十三条では、国は「小売業に関する流通秩序の正常化を図るため、積極的な施策を講じなければならない。」また国は、中小企業者を直接または間接に圧迫する大企業者の事業活動を予防かつ抑制し、大企業者の事業活動により受ける圧迫を排除するための措置をとらなければならない旨を明記いたしました。したがって、ここに提出したスーパーマーケット法案は、この基本法案の方針に基づき、かつ緊急を要するその方針の具体策として立案したものであります。

三、本案の概要

本案は本来、現行の小売商業調整特別措置法の改正事項であります。あえて単独法案として立法した理由は、スーパーマーケット進出の一面には、百貨店の進出と同じく、大資本が中小企業者の事業活動の機会を奪い去るおそれ強いので、百貨店法に準じて、スーパーマーケット業の事業活動を調整する法規を新しく制定したほうが、政策の運用、法体系の整備の両面から見て効果が高いからであります。

第一に、本案はスーパーマーケット業とは、日常生活必需品を多品目にわたってセルフサービス方式で小売りし、経営面積が二百平方メートル以上で、しかも百貨店法に規定する経営面積以下のものとして規定しました。(第二条)最低面積を二百平方メートルとした理由は、おもなる商品が食料品であれ衣料品であれ、セルフサービス方式をとり経営の合理性を保つには最低これだけの面積が物理的に必要だからであります。このような規定方法によりまして、スーパーマーケット、スーパーストア、などと呼ばれるすべてのセルフサービス店を、すべて法制上のスーパーマーケット業として包含しました。

第二に、スーパーマーケット業の、営業の許可、許可の申請、許可の基準、特定の営業方法の許可等(第三条から第八条、第十一条)の規定につきましては、すべて通産大臣の許可事項とし、大臣は、商工会議所や中小商業者の意見を聞いて、中小小売商業者の事業活動の利益を著しく害するおそれのある場合は、許可してはならないことにしました。この規定によりまして、中小小売商業者の経営近代化の方法としてスーパーマーケット業に転化するものに対しては、できるだけこれを助成していくが、他地域から湧り込んでくる大資本の進出については慎重に許可するかしないかを検討してのち決定することにいたしました。

第三に、開設されたスーパーマーケット業者が中小小売商業者に著しく影響するような営業方法をとった場合には、その行為をしないよう勧告し、また許可されていない営業方法で営業

している場合は営業の許可取り消しや営業停止を命ずることができるとにいたしました。これは、いったん営業を許可されて開業したスーパーマーケット業者の資本力が強大になれば、経営方法が変質して中小小売商圧迫になるおそれがあるからであります。

第四に、スーパーマーケット業者に對する法制上の営業停止、取り消しなどの処分をする場合には、処分について予告し、公開聴聞会を開いて、処分の公平をはかることにします。

第五に、地域的な案件処理について、通産大臣権限を都道府県知事に委任し、また都道府県は、都道府県スーパーマーケット審議会を設置して委任事項について調査審議させることにしました。

以上がスーパーマーケット法案の概要であります。何とぞ慎重審議の上、御賛同あらんことを切望して説明を終わります。

○委員長(赤間文三君) 以上で提案理由の説明は終了をいたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(赤間文三君) 次に、採石法の一部を改正する法律案を議題に供します。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○阿部竹松君 労働省の担当の方にお尋ねいたしますが、採石業ですね、まあ、国内に六千ほどあるようですが、けい肺、じん肺の患者が相当出るわけですから、その実情について若干御説明をいただきたいのですが。

○説明員(小嶋光男君) 先生御承知のように、採石関係につきましては、けい肺患者が相当おるといふことでございますが、けい肺法を当初三十年ごろに作り、それがさらに発展いたしました。現在じん肺法という法律になっております。これにつきましては、予防措置、健康診断というものを中心として、規正しておるわけでございますが、もちろん採石関係の適用を受けますところの事業及びそこで働く労働者につきましては、けい肺という職業病といふもの、この発生が過去のケースで相当ございまして、この適用によつて現在じん肺の治療対策、そういうものを実施しておるわけでございます。現在三十六年末で防犯法に基づきますところのけい肺患者数といふのが約千七百擁しておる状況でございます。

○阿部竹松君 採石業は、これは鉱業法によつてやられるわけじゃないのですか。鉱業法ですと当然鉱山保安法に基づいてそれぞれ処置される。しかし、この採石の場合には鉱山保安法によつてやらないのですから、一般工場労働者と同じように管理されておるわけですか。今あなたのおっしゃったじん肺といふのはあるかどうかからいいます。これは、脊損患者あるいはけい肺です。これは、栃木県の鬼怒川に参ります。これは、栃木県の箱根養老所に参ります。でも、相当数が大抵採石業をやった人々なんです。どういふ方法で予防措置を講じておるのですか。

○説明員(小嶋光男君) ただいま申し上げましたように採石関係といふものにつきましても、これは災害防止、これはもちろん労働基準法の適用を受けます事業でございますので、それに基

づきます労働安全衛生規則というものによつて災害の発生を国の監督によつて防止しておるわけでございます。もちろんじん肺は、これは職業性の疾病でございますので、それらの予防対策を講じておるもので、なおかつそういう疾病にかかった方々につきましても、今先生御指摘のとおり、それぞれのけい肺の病院、施設、これによつて予防、治療を実施しておるという状況でございます。

○阿部竹松君 私のお尋ねしておるのは、どういふような予防措置を講じておるのですかと、こういうことなんです。

○説明員(小嶋光男君) じん肺法によりますと、まず第一番目には、衛生管理者を設け、それからこれらの粉塵作業場を働く者に対しては、定期の健康診断を受けるあるいはその粉塵作業を行ないますところの事業場に雇われま

すときに、いわゆる就業の際に、やはり同じ健康診断を受ける、これは普通一般の健康診断とは違ひまして、心肺機能検査、その他のじん肺発生の所見を確かめるための特別な健康診断でございます。それからもう一つは、作業中におきまして、いわゆる粉塵を吸わないという防止対策として、いろいろの吸塵装置ないしそれぞれ個々の労働者の保護具、こういうものを備えつけておることによつて粉塵の吸入をできるだけ少なくする、こういうことでじん肺法はいろいろ対策を講じておるわけでございます。

○阿部竹松君 鉱山局から出た資料によると相当個所があるから、一つの個所をもつて例証として取り上げて論議するのは、これは不適当かと思ひます。

○説明員(小嶋光男君) 大谷石の採石場、これはまさにじん肺法に規定しておりますところの予防措置の対象になる事業場かと存じます。したがいましめて、栃木の基準局並びに宇都宮の監督署におきましては、これはこの採石場を重点としてじん肺法の予防対策を実施しておる段階と承知しておるわけでございます。私どもの報告によりますれば、保護具といふものはほとんど全部備えつけておるという状況でございます。ただ採石するためには丸のこを使用する場合に、いわゆる湿式工法によりましてそういう粉塵の発生を防止する措置をとるというのが一番理想的でございますが、なかなか技術的に困難な点もあるといふふうに承知しておりますので、現在は採石機に局所吸塵装置といふものを取りつけるというところについて現在指導中でございます。その他個々の労働者に対する保護具の装着といふ点については、使用者側に対して十分監督あるいは指導をしておるといふふうに存じております。

○阿部竹松君 宇都宮監督署でどういふ報告をなさったかわからぬのですが、私は現地を何方所か見た。あなたが、私の知っておるのは、栃木県の大谷石を採石しているところですね。そこはあなたの御答弁のあったような、初め健康診断とか、粉塵を吸収しない処置、それを全然講じておらぬというふうに承つておるのですが、今の答弁はちよつと納得できないのですが、ね。私の知っておるほうが誤りであつて、あなたの御答弁が正しいのですか。

このうち大休今論議されようとする採石業、それから造船、あるいは金属鋸山、こういりところが大体対象になるのですが、七割まで採石業なんでしょ。そうじゃないですか。そうすると、あなたのおっしゃるようなことに、現地はなっておらないのです。これは机上の空論じゃないですか。

○説明員小嶋光男君　ただいま先生御指摘の点について、私どものほうの現地からの報告によりますれば、特に災害の防止の問題、いわゆる落盤、その他によって労働者がけがをするという点、それから今問題になっております

す粉塵の発生を極力押えるという点、この二つについて重点を置いて監督しますけれども、あるいは二、三そういう点もあろうかと存じますが、いわゆる保護具の装着という点につきましては、現地においてこれを重点的に監督、指導しておるといふふうに存じております。なお、至らない点につきましては、さっそく現地と連絡いたしまして、そういう点について今後とも十分努力したいと存じております。

○阿部竹松君 衛生管理者を置いておるといってお話ですが、どういう人が衛生管理者なのか。

○説明員(小嶋光男君) これは労働安全
全衛生規則によりまして、五十人以上
の事業場について衛生管理者を一名以
上置くということになっております。
これは一定の資格を有する者という者
を監督署の認定を受けまして選定する
というふうになっておるわけござい
ます。特に医学上の知識を有する者、

けでございます。ただ大谷石の事業場におきましては、五十人未満の労働者を使用してあります小規模の分野もございますので、これについては、法律上の義務は課してございません。しかし、事業の性質上にかんがみまして、私どもは五十人以下の小事業場でございます。

いまでも、それらが共同して衛生管理者を選任いたしますように指導勧奨し、また現に、特に大谷石の地区におきましては、そういう方々を共同衛生管理者として選任しておるといふ状況でございます。

○阿部竹松君　そうすると、五十名以下のところはないわけですが、通産省から出ている資料によると、五十名以下のところは相当ある。したがって、今御答弁があつたような衛生管理者のおらぬところが相当あるわけですが、健康診断その他の資料はございすか、と同時に、小嶋課長さんは現地を一度でも視察なさつたことがございすか。

○説明員(小嶋光男君)　健康診断の結果の詳細な内容については、たまたま

手元に資料はございませんので、後刻報告したいと存じます。

例の女子年少者の坑内労働というところが当時非常に問題になりまして、その面から一度行ったことを記憶してございしますが、恐縮ですが、最近においてはございしません。ただ現地からの報告、特に昨年の陥没事故に対して、現地からの局長を呼びまして、いろいろ

○阿部竹松君 探石薬に携わつて長年働いてこられた方で、けい肺患者がきわめて多いわけですね。それで鬼怒川なり箱根、あるいは佐世保、こういうところに行つて病院にかかつておるんですが、けい肺法の保護で、国の補償で療養を受けている人がたくさんある。しかし、今のけい肺法ではなかな

か完全な保護措置といえない。あなたにお尋ねするのは無理だと思いますので、次回に大臣でも御出席願ってお尋ねしなければならぬわけですが、今のけい肺法で十分な措置だとはお考えになっておらぬでしょうね、労働省

は。

○説明員小嶋光男君　けい肺法並びにそれが発展しましてじん肺法となりまして数年を経過しておるわけでございますけれども、なおその予防措置並びに給付の状態ということについて、十分でないということについては承知しております。またそれについてのいろいろの改正の意見ということもありますことは承知しております。予防措置につきましては、最近の医学の発達によりまして相当の効果を上げるとい

りような実証をつかまえておりますので、実は活動性の結核といいますが、結核がこれと並行して発生した場合の進

行度合いというものを防止する措置と
いうことについては、最近労働衛生課
のほうからそれぞれ関係局にその予防
措置について通達は出してあります。
給付面については、これは実はいわゆ
る長期の給付制度というものの、前
の労災法の改正において実現できたわけ
でございますが、特にけい肺という長

ますところの公勞使三者によつて樹立されておりますところの勞災補償審議會において、實は根本的な檢討をしておる段階でございますので、これらの間の改正の意見というものを、も十分参照いたしまして、現在檢討し、今後をもそれなるべく實現するようにやつておる段階でございます。

○阿部竹松君 小嶋さんはそう答弁されるのですが、あまり労災保険審議会は開かれておらぬらしい。私の言うのがうそであつたら反駁して下さい。開かれておらぬ。それから、予防措置、予防措置とおっしゃるのですが、私の

承知しておる限りでは、粉塵マスクが精一ばいです。あなたは、医学が進歩した、予防措置を講ずべきである、こゝろおっしゃるが、いかなる方法で予防措置を講じていらっしゃるのですか、その粉塵マスク以外に。

○説明員(小嶋光男君) じん肺のいわゆる根本的な防止という予防措置につつましましては、先生御承知のとおり、非常きましては、先生御承知のとうことは、にむすかしい問題があるとうことは、われわれも承知しておるつもりでございますけれども、例のけい肺に肺結核

というものが併発いたしました場合に
おいては、そのけい肺というものが非
常に進行するということが医学上の常

識になっております。その肺結核の面においてこれを予防するという点についていろいろの投薬その他の問題については、ようやくこれを実験上の問題として実施でき得る段階にあるというふうに承知しておりますので、その面についてその進捗をとめる、あるいは停止をさせるということについての

ちろん全般的なじん肺を根本的になくすという対策については検討はしておきますけれども、なかなか困難であるという点については、私も承知しております。なお、今後も検討いたしましたと思います。

○阿部竹松君 課長さんはお医者さん

でないから、こういうことをお尋ねするのは無理かもしれませんが、じん肺、けい肺にかかったら一生なおらないのでしょ。病院に入れてもスタミナをつけて、まあ端的な語で恐縮なんですが、三年生命が保つのを四年ある

いは五年保つという程度で、一ぺん三
瘧度、四瘧度になれば永久にもうなお
らないのでしょう。あなたは研究とか
なんとかおつしやるけれども、なおる
のですか。

○説明員(小鴨光男君) けい肺法を作
りました當時におきまして、もちろ
んこれは不治の病だということは、残
念ながら當時いわれておつたわけでご
ざいます。現在においても、それが根
本的に変わったということはいい得な
い段階であることは私どもも承知して

おるわけでございますが、ただ、先ほ
どから申しておりますように、肺結核
がこれに合併いたしまして症状が進行

するということはある程度とめ得るというよりな段階にきておるといふことは承知しておるわけでございます。じん肺そのものの医学的な知識については私はしろろとでございますので、これ以上申し上げられませんけれど、そういうものを含めての予防措置というものまでできるだけ現実化したい

ということ、現在私どものほうにおきまして検討中である、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

○阿部竹松君 これ以上申し上げられませんが、知らないためか、それとも速記に残るのが都合が悪いので答弁がないかわからぬのですが、結核、結核とおっしゃるけれども、確かにけい肺なりじん肺にかかると、結核を併発するおそれは多分にあるわけですが、しかし、結核と別個のけい肺、じん肺もあるのですから——結核はなおる。

これはもう現在の医学が証明してある。しかしけい肺は絶対なおりません。ですから、その点はどうなのですかというのです。

○説明員(小鴨光男君) 残念ながら私どもの承知している限りでは、そのとおりだと存じております。

○阿部竹松君 そうしますと、大休国で補償しているこれら患者に対しての保護措置はどの程度やっておられるのですか。

○説明員(小鴨光男君) 先ほど申し上げましたように、じん肺法におきましては、いわゆる吸塵装置あるいは湿式工法というよりなところによって、現場の作業においてなるべく粉塵の発生を防止するということが一つ。この労働者に対して防護具を装着させるということが一つであります。それからできるだけ早期にけい肺患者を発見するために、そのような粉塵作業において労働する場合には、その作業の際に健康診断を受けさせる。それから年一回定期の健康診断を受けさせる。それから症度が二度、三度にかかり、なおかつそれが肺結核を併発しているという症状になった場合には、即

時に健康診断をさせ、症度が四になった場合には、いわゆる労災保険法の適用を受けさせるというよりな形においていろいろの防止対策を講じておるわけでございます。

○阿部竹松君 私のお尋ねする問題と御答弁が違ふようですが、まあそれはそれでいいですが、大休日本で、けい肺にかかった患者のほとんどが、課長さんの答弁にもまあ明確ではないけれどもあるように、なくなつてしまふのです。そうすると、この予防措置について労働省はどういうふうにお考えになつておられるのですか。やはり防塵マスク程度なのですか。それともほかに方法をまだお考えになつておられるのですか。

○説明員(小鴨光男君) 先ほどから申し上げておりますように、理想的にはそういうことの発生を根本的になくすための防止措置というものが講じられればいいのでございまして、できるだけ粉塵の吸入を避けさせるという形において、先ほど申し上げましたような湿式工法ということが現在では取り入れられる最大の段階ではなからうか、あるいはいわゆる防護具を装着させるということが最大の防止対策ではないかということ、この二つについては法律によつて現在監督しておるわけでございますが、それ以上の効果的な措置というところについて現在私から申し上げる段階には至つておらないという状況でございます。

○阿部竹松君 これは通産省の川出局長さんにお尋ねいたします。

これは地下資源というものがありません。しかし、どういうわけかこれは鉱業法の適用を受けないのですか。今

ここで労働省の課長さんにお尋ねしたように、これは一般工場労働者と同じような安全管理、衛生管理なのです。しかし、露天掘りもあれば、地下で採石する場合もある。しかし、これは地下資源というところになつてくると、地下資源の労働者と同じような手当を受け得るわけですが、これはちよつとおかしいのです。そういう点はどういうわけか別個になつておるか。地下資源でないのか。石を掘るのも、金、銀、銅を掘るのも同じです。しかし、これは地下資源ということになつておらないために、鉱業法、鉱山保安法ももちろん適用を受けない。今課長の御答弁があつたように、これは一般工場労働者と同じ、しかしきつめて危険で、終生なおらぬような病気に、職業病で、取りつかれるおそれが十分ある。こういう点ちよつと私理解できないのですが、これは局長さんでも、次官からでもけつこうですが、お尋ねしたいのですが。

○政府委員(川出千遠君) 採石法の対象になつておらず、岩石も、鉱業法上の対象になつておらず、鉱物も、同じく地下資源である点は、ただいま御指摘のとおり、同じと思ひます。鉱業法上の鉱物に指定いたしますのは、これは法律によつてきめて参るわけでございます。これは国民経済の立場から、土地所有権と切り離しまして、国が鉱業権を付与する公的な設定行為によつて地下資源を掘り出していくのが国民経済上有意義であるというもので、法律上の国会の審議を経た上で、法律上の鉱物に指定しておるわけでございます。長い沿革が鉱業法には明治以来あるわけでございますが、その鉱物も、

経済情勢の変動に依りまして、少しずつ追加を重ねて参りましたが、岩石類を鉱業法の鉱物にいたしました土地所有権と分離をするということは現在考えていないわけでございます。学問上と申しますと語弊がございますけれども、岩石と鉱物というところになると、鉱物のほうは化学的な成分に着目をして、たゞしきめておる場合が往々ございまして、岩石のほうは、その物質的な性質、たとえば形であるとか、色であるとか、そういうものに着目していつてる場合が多いでございます。ただし、もちろんこれには例外がございますが、そういうことも一つの鉱業法の鉱物になるかならないかということの標準ではないかと考えております。

○阿部竹松君 なるほど、一方は岩石の採取で、一方は鉱物資源の採掘ですから、これは二本建になつても当然のことだと思ひますが、しかし衛生管理その他は同じであつてもいいじゃないですか。とにかく同じような作業をやつて、同じような職業病にかかる、環境も同じだ。ただ、採掘するものが石であるか、金、銀、銅、鉛、亜鉛、スズであるか別として、これは二本建てけつこうでしよう。しかし、衛生管理、そういう点について同じであつてもいいじゃないですか。今、労働省の課長さんと問答したように、けい肺法、じん肺法の患者、これは一つの法で守られておるのですが、しかしこの建前でいくと全然別個なんです。そこが私は不思議でならない。片一方は保安法の適用を受ける、片一方は屋外における工場労働者と同じという点、私はどうも納得できない。局長さんにお尋ねすると同時に、労働省でどうして

別個にしておられるかをお尋ねしたい。

○説明員(小鴨光男君) 先生御承知かと思ひますが、念のために事務的に御説明申し上げますと、鉱山保安法は主としていわゆる爆発その他災害の防止ということについて特別な法律があるわけでございます。基準法におきましては、本来適用があるべき理屈になるわけでございますけれども、今までのいろいろな行政上の経過がございまして、現在基準法の中から、鉱山におきまして、この災害の防止という点については、御承知のように、通産省が所管しております。ただ、いわゆる衛生措置、衛生管理の問題につきましては、これは全般的に基準法の中に取り入れられておるというところでございます。法律上の体系はそういうふうな形になつておるというところでございます。

○阿部竹松君 小鴨課長さん、爆発はばかりじゃない、落石も同じじゃないですか。落石、落盤その他あるじゃないですか。

○説明員(小鴨光男君) おっしゃるとおりでございます。いわゆる衛生以外の問題についての災害の防止、爆発、落石、落盤の防止、そういう問題については、これは鉱山につきましましては鉱山保安法、採石法関係につきましては私も、こういうことでございまして、

○阿部竹松君 労働省の課長さん、私は、ほかの委員の方が御質問があれば別ですが、あとの問題は、この法案を論議する場合が再度あるかと思ひますので、大臣にお尋ねしますから、私はけつこうです。私一人がお願いしたのでしたら、お引き取り願ひます。

鉱山局長さんにお尋ねいたしますが、石炭のような場合には、探掘したあとの鉱害問題が起きて、鉱害法によってそれぞれ補償することになっております。探石の場合はどうなんですか。

○政府委員(川出千速君) 石炭の鉱害問題は、鉱業の中でも特殊な形態でございますので、法律上も鉱害復旧措置に関する法律ができておまして、それによって復旧措置について国が援助をしておるわけでございます。探石業につきましても、そういうような特別な措置は現在とられていないわけでございます。

○阿部竹松君 ないというのですか。

○政府委員(川出千速君) 鉱害の復旧につきましては、鉱業法の適用を受けております。鉱業の中でも石炭だけでございまして、石炭以外のものについては、鉱害賠償の問題はございまして、探石業でも、鉱害復旧の問題はございません。

○阿部竹松君 そうすると、探石をするために、道路がいたむ、その辺の人家がえらい迷惑をするわけですが、ハッパをかける、家鳴り震動をする、そういうのは一切おかまいなし、こういうことですか。

○政府委員(川出千速君) これは、ほかの産業も同様でございますが、事業を行なう人の責任において措置をしなければならぬのが建前でございます。探石業についても同様でございます。ただ、鉱業につきましても、無過失賠償責任を鉱業法上明定しております。探石業は鉱業法の適用を受けておりませんので、これは一般の民法の原則に従って賠償責任を負うことになるわけでございます。

○阿部竹松君 そうすると、民法に基づいて損害賠償、損害補償の訴訟を起して、そうして話し合いがつかない限りは、とにかく裁判の判決に待つ、こういうことですか。

○政府委員(川出千速君) 賠償の法律問題についてはそういうことになるかと思ひますが、実は、探石法におきまして、現行法におきましても、公害防止のために監督規定を置いておりまして、その運用によって現在まで措置対策を行なってきたわけでございます。最近探石による公害問題が企業の増大とともにふえて参りましたので、今回法律を改正いたしまして公害防止のための監督強化をいたそうというのが、法律改正の趣旨でございます。

○阿部竹松君 そうしますと、この法律は岩石採取が目的ですからね。河川から砂利をとる等は、これは全然関係ないわけですね。河川から砂利をとる場合には、河川法に基づいて、ちゃんとやはり公益保護とか公害防止とかいう規制があるように僕は承知しておりますけれども、これは全然関係ないんですか。

○政府委員(川出千速君) 砂利の採取につきましては、議員立法で砂利採取法が現在できております。しかしながら、実際問題といたしまして、砂利の採取の業態は、九〇数％は河川からだと思ひます。河川は、これは公有になつておりますので、その管理者である都道府県知事の使用許可を受けなければならぬという意味で、行政庁のきびしい監督を受けておるのが実情でございます。

○阿部竹松君 ですから、砂利採取法というのがあります、公害防止とか

公益保護とかいう規制があるわけでしょう。したがって、この川と山なんですね。砂利と岩石と違うかもしれませんが、そういうのがあつてもいいじゃないですかというのが私の質問なんです。河川法のほうは、河川法の定めに従つて公益保護なり公害防止の規制があるわけですね。これは河川法は局長さんのほうで管轄じゃないから御承知ないかもしれないけれども、しかしそれはある。山の石をとれば全然規制がない、それはおかしいじゃないですかというのが私のお尋ねをするところなんです。

○政府委員(川出千速君) 河川法のほうは、公有地である河川を使用させるわけですから、使用許可のときにいろいろ条件等をつける、護岸のためその他のことについてつけるのであろうかと思ひます。直接公害防止という立場からではないのではありませんか。

○阿部竹松君 あるいは河川以外の砂利の場合も入ると思ひますが、それについて、公害防止ももちろん必要でございます。これは私有地の場合がほとんど大部分でございますから、したがって、現在の探石法に公害防止のための監督規定を置いておるわけでございます。なお、それでは不十分だということでございまして、したがって、河川法の監督と今後強化しようとしておる探石法の監督強化との間に、それほどの私は差はないのではないかと考えております。

○阿部竹松君 しかし、局長さん、この法律を読ましていただくと、河川法のような公害防止とかはないんですが、違いはないとおっしゃるけれども、

河川法には明確に規制してある。ないですね。ですから、全然一緒だと思ひしければそれまでですが、同じだということになると、ちょっと理解できないのですがね。

○政府委員(川出千速君) 私の御説明がちょっと不正確であつたかと思ひますが、河川法のほうは、これは河川の管理者である都道府県知事が、公有地を使用させるときに、河川を保護するために、たとえば岸がくずれないようにとか、そういうために許可する際にいろいろ注意をすることでございます。河川法自体に公害防止その他の規定があるわけではないわけでございます。

○阿部竹松君 河川法自体にあるんです。その堤防を破壊してまで砂利をとつて困るとか、そういうことを規制してあるけれども、一般民家なりそういうところに影響を与えちゃいかぬということになつて、河川法でこのほうは、住民のすぐそばでダイナマイトをかけようと、ハッパをかけようと、家鳴り震動しようと、これは何ともない。ですから、そのあたり規制できぬものかというのが私のあれですがね。まあ局長さんが一緒だと思ひしければ、そういうふうに解釈をしてもいいんですが、ちよつとどうも法文からいって納得できないのですがね。

○政府委員(川出千速君) 一緒ではないうわけでございます。河川法は、たまたび申し上げますけれども、都道府県知事の河川の使用の許可が必要である。したがって、許可がなければ事業ができないことになるわけでございます。探石業のほうは、自由な企

業でございます。届出さえすればだれでもやれるわけでございます。ただ、今回改正をいたしますと、公害を与えらる場合には、事前に通産局長が命令を出しまして、所定の公害防止の掘さく方法によらなければ事業をしてはいけないという命令を出し得ることになるわけでございます。あるいは直接公害防止のための具体的な措置を指示することもできますし、あるいはさらに進んで、非常に危険が急迫している場合には、事業の一時的な停止を命令し得るような監督規定を一段と強化したいというのが、今度の改正案の内容になつてゐる次第でございます。

○阿部竹松君 今御答弁があつたのは、三十三条の第二項ですね。通産局長がストップさせることができることと明記してある。通産局長というものは、これは地方の通産局長ですか。

○政府委員(川出千速君) 通産産業局長でございます。現在全国に八つ設置されております官庁でございます。石炭も通産局長が第一線で監督しているわけでございます。

○阿部竹松君 たとえば札幌、仙台、東京、名古屋などにありますね。それで、具体的にどういう場合にこの停止を命ずるのですか。

○政府委員(川出千速君) この事業の停止は、いわゆる制裁という意味の営業停止ではないわけでございます。急迫した場合の公害を免れるために一時作業を停止するわけでございます。これはきわめて例外的な場合であらうと思ひます。

○阿部竹松君 そうすると、公害のおそれがあるとき、公害のおそれがある

部分だけを停止させるということですか。

それからさらに、提案理由の説明のときは「一時的停止」と言い、この法文には「事業の停止」と書いてあります。これは次官に承ったほうが適切かもしれません、これはどちらがほんとうなのでしょう。

○政府委員(川出千速君) ちよつと表現が変わっているようにございますが、内容的には矛盾はないものと思ひます。事業の停止でございまして、これは廃止と異なりまして、おのずから期限付のものであらうと存するわけでございます。したがって、一時停止の一時でございまして、事業の停止は当然期限がついており、廃止ではないといふように考へてゐる次第でございます。なお、鉱山保安法等にも同様の「事業の停止」といふ表現がございますので、それにならうと次第でございます。

○阿部竹松君 「一時停止」といふ提案理由のほうにほんとうなのですか、それとも法文にある「事業の停止」といふのが正しいのですかと、端的に聞いているのです。

○政府委員(川出千速君) 事業の停止といふのは、一時的の停止でございまして、したがって、提案理由に申しておりますがその内容と考へております。

○阿部竹松君 そうすると、法文のほうを修正しなければならぬ、事業の停止といふふに。

○政府委員(川出千速君) 事業の廃止でなくして停止でございまして、これは法制局の審議のときにも議論いたしましたわけでございますが、事業の停止で当然一時の停止という意味になるとい

うことでございまして、鉱山保安法の規定も同様な表現をとつておるわけでございますので、提案理由の説明のよう内容でございまして、そういうわけでございます。

○阿部竹松君 このいただいた「全国採石事業場の概況」といふので拝見しますと、十四人、十九人といふのもあれば、千単位の仕事場もあるわけですね。ですから十九人や二十人のところは、一時停止であらうが、事業の停止であらうが、結論は同じになるかもしませんが、しかし、大きなところについて、一時停止と事業の停止といふこと、これは相当食い違つてくるのではないかと思ひますが、その法律を實施するにあつて、鉱山局長が直接その指示をするといふ、停止を命ずるというのだったら別問題ですが、八つも九つもある通商産業局長が地方におつてやられるのですから、万そつがなかりと思ひますが、しかし、この提案理由のほうに本文と変わつておられます、どういふように理解するかといふことが、法が決定した以後の問題であらうかと思ひます。そういう御心配はございせんか。

○政府委員(川出千速君) 採石業につきましては永久に事業の停止命令を出すようなことはしないわけでございます。これはあくまで事業の停止といふ表現をとつておきますと、これは期限付であるといふことでございまして、事業の停止は即ち一時停止といふ解釈をとつておりますから、その辺は間違ひはないかと思ひます。なお、通商産業局長が事業の停止命令を出します場合は、よほど事態が急迫したとしておりまして、危害防止の措置をとる間一時作

業を中止して、その間にいろいろな防護措置をとるといふような例外的な場合であらうかと考へております。

○阿部竹松君 改正された三十三条は、現行の三十三条と私の解釈ではあまり変わりはない。ただ公害防止の「特に必要があるときは」といふところ、これは「特に必要があるときは」といふことは、具体的に今までどういふ例証があつたわけですか。改められたんですから、そういう事例があつて、これはいかぬといふことで改正されたと思ひますが、三十三条は。

○政府委員(川出千速君) 「特に必要があるとき」ですから、よほどの理由がないと命令は出せないといふわけでございます。現行法の場合には、若干表現が変わつておりました「著しく公共の福祉に反すると認める」といふ表現をとつておられますが、解釈上、これにつきましては内容的には差異がないと考へておる次第でございます。ちよつと条文の書き方の体裁から「特に必要があるとき」といふ表現をしましたので、現行法をさらに活動条件を狭めた意味ではないわけでございます。

○阿部竹松君 そうしますと、今までの法でいきますと、石を採取し始めてからでもよかつた。今度は採取前に届出なければならぬ。これは、いわゆる弊害があつたために事前届出制に改めたわけですか。

○政府委員(川出千速君) 事後届出制は現行法でございまして、それよりも事前届出制のほうが、事前に予防措置を講ずるためにもよろしうございまして、実態を把握する場合にもそのほうが都合である、つまり監視強化をして参りますために、事業を始める前

に、どういふ場所にどういふ方法で事業をするかといふことをあらかじめ承知をしておきまして、それがきつめて公害を与へるような場合ですと、採掘方法等について命令を發して、公害防止の方法によつてやらなければならぬといふような今度の新規の規定でございまして、その運用のためにも、事前届出制のほうがよろしいかと思ひました、事後届出制を事前届出制に改めた次第でございます。

○阿部竹松君 そうしますと、事前届出制になつたわけですが、今もやつておられる業者は全部通商産業局に届出済みなんですね。そうすると、これから新たにやる人が届け出るものか、現在の業者はもうこれは登録済みだからよろしい。したがつて、今後この法律が国会を通過した次の日からの業者が届出することになるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(川出千速君) 国会を通過いたしましたこの法律が効果を持つたあとからの人に適用になるわけでございます。今後採石業に着手しようといふ人から適用になるわけでございます。既存の人には適用がないわけでございます。

○阿部竹松君 そうしますと、採石の方法も届出の中に含まれておるのですか。

○政府委員(川出千速君) 採石の方法につきましては、今後の着手する者については、届け出なければならぬわけでございます。なお、現在採石業を営んでおる者につきましては、採石業法の報告聴取によりまして採石方法については報告をとつておる次第でございます。

○阿部竹松君 そうしますと、新しい人だけが届け出るということになるわけですか。それから数が多い、こういうことになるわけですね。

○政府委員(川出千速君) 今後採石業に新たに着手する人がどのくらいになるかわかりませんが、現在の数に比べれば少ないと思ひます。

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたしますが、これは地下資源ではあるけれども、さいぜんも労働省の課長さんにお尋ねをし、御答弁をいただいたのですが、地下資源であることは間違ひないですね。しかし、その保安監督の規制を受けないといふことはどういふことですか。落石、落盤等が多い。しかし保安監督は全然ワケ外ですから、さいぜん御答弁ございました。ワケ外ですが、やはり熱線された保安監督官が監督することによつて相当災害が防げる、こゝろ思ひますが、これは鉱山局長にお尋ねするのはどうかと思ひますけれども、これは地下資源ですから、いわゆる熱線された保安監督官が行つて監督することによつて落石、落盤、そういう災害が防げるというやうな気がするのですが、しかし、一切地上鉱業労働者と同じ処遇を受ける、こゝろいふことなのですか。この点はいかがでしよう。

○政府委員(川出千速君) 現在の行政制度と申しますか、それは採石等、鉱業法の対象にならないのはこれは鉱山保安法の適用は当然にないわけでありまして、これはもちろん例外もございまして、けれども、鉱業法の対象になるものは、概して坑内掘りが多い。地下作業が多いわけでございます。岩石等は例外がございまして、これは地表で作

業する場合が多いわけでございます。

○阿部竹松君 このたびは、現行の制度に關係してあるのではないかと、これは私の私見でございますが、そう考へておる次第でございます。なお、具体的な問題でございますが、坑内掘りをやつておりました、災害問題等がありまゝの場合に、両省の緊密な連絡によりまして、鉱山保安のほうの専門技術者を派遣して坑内の調査に当たらせたい例もあるわけでございます。その辺は両省の緊密な連絡を今までもやつておりました。今後ともやつていきたいと思つておられます。

○阿部竹松君 このたびは、現行の制度に關係してあるのではないかと、これは私の私見でございますが、そう考へておる次第でございます。なお、具体的な問題でございますが、坑内掘りをやつておりました、災害問題等がありまゝの場合に、両省の緊密な連絡によりまして、鉱山保安のほうの専門技術者を派遣して坑内の調査に当たらせたい例もあるわけでございます。その辺は両省の緊密な連絡を今までもやつておりました。今後ともやつていきたいと思つておられます。

するのです。労働省出身の川出さんと論争したいのですが、日本はそういうことになつておられないから……。

○政府委員(川出千速君) これはなかなか沿革がある制度の問題でございます。私からとやかくの意見は申し上げられないわけでございます。けれども、少なくとも現在、たとえば大谷石の事故が昨年ございましたけれども、たとえば地質調査所なり、あるいは東京の調査局の鉱山技術者が現地に参りましていろいろ調査もしておるわけでございます。その辺はよく連絡をとつてまいりつておると考へております。運用の面で、むしろそういう場合は例外的な場合が多いと思つております。で、やつていけるのではないかと考へておるわけでございます。

○阿部竹松君 この改正は、公害の防止とか、公益の保護というものが織り込まれておるわけですから、きつめて適切な措置で、賛成なんですけれども、これをやることによって、業者は、中小というよりも小、零細企業かと考へるわけですね。このたびは参考資料によつて見てもわかるように、零細企業、そうすると、相当経理上の圧迫といふことも考へられるわけですが、その点はいかかたのですか。

える者とのバランスと申しますか、比較考案の上においてきめなければならぬわけでございます。経済的な負担が非常に大きいからといって、非常な公害を与えることが確実であるのを許すわけにはいかないので、やはり公害といふことを優先的に場合によつたら考へていかなければならぬ場合もあるかと思ひますが、そういうような施設に要する資金等のあつていふつきましても、政府としても今後努力をしなければいけないかと考へております。

○阿部竹松君 ただいまの局長さんの御答弁は、両方にとれるのです。きつめて僅少に指示したいといふことと、片方は、公害を与えるおそれがある場合は嚴重に規制したい、こういう御答弁のとおり内容だと思つておるわけですが、しかし、いづれにしても、これは嚴重にやらなければいけないわけですが、やはり法で規制する反面、保護政策はとつていかなければならぬので、角をためて牛を殺すといふことわざもあるが、そういうことになるおそれがある、この点の配慮はいかがでしようか。

○政府委員(上林忠次君) 現在も採石業のうち砕き石業については、助成特別措置法によりまして、さく岩機等の特別償却の特別措置を織り込んで、また地方税法によつて軽油取引税の免税を行つたり、やはり中小企業近代化資金助成法の対象として、設備資金の無利子貸付を行つておられますが、今度におきまして、砕き石業に限らず、採石業全体を通じて特別償却及び中小企業設備近代化資金の貸付でも適用範囲を拡大して、なるべく採石業者の運営の円滑をはかつていき

たいという気持でおります。

○阿部竹松君 ただいま次官の御説明にあつたようなことは、あらゆる産業に適用されることですが、こういう法律をもつて今後嚴重に規制するといふわけですから、あらためて何らかの方法をとる、この保護政策がないものでしようかといふお尋ねです。それからもう一つ、中小企業の近代化資金の対象になるものは……。

○政府委員(川出千速君) 今、次官から大綱を申し上げたのでございまして、中小企業の近代化資金の貸付対象につきましては、これは採石業に限らないわけでございますが、組合組織をとつております場合には、一般的に金額に限りがございまして、対象になる、組合の場合でございます。それから採石業のうち砕き石業でございますが、これにつきましては、昨年度から無利子の貸付の実施対象にいたして実行されておるわけでございます。

体がついていないわけでございます。これは先ほど政務次官からお答へになつたとおりでございます。採石業の中には砕き石業とか、あるいは石材業とか、業態によつて区別されておりますが、対象になつておりますのは砕き石業でございます。したがつて、おそれるそのときの御議論は、それ以外の石に關する業界も入れてもらいたいといふお話ではなかつたかと想像いたします。

○阿部竹松君 大体、種類の違いが該当するわけですか。どのあれが該当するわけですか。どうも御答弁が理解できない。私のお尋ねが誤りかもしれせんが。

○政府委員(川出千速君) この表でございます。採石業の業態に砕き石とか、割りくり石とか割知石とか、あるいは切り石とか、そういう業態によつて分類されておりますが、この中で一番生産量の多いのは砕き石でございます。これは砂利同様のものを山から切り出した岩石で作るわけでございます。この砕き石について近代化資金の貸付が行なわれておるといふことを申し上げた次第でございます。

○阿部竹松君 しかし、私、局長さんのその御説明のあげ足をとるわけではありませんが、砕き石、この表の一番上の項目に書いてあるのはきつめて僅少なものであるが、私のいたたいのものは、これは通産省からいただいたのですが。

○政府委員(川出千速君) ちょっと私の表現が間違つておつたかと思ひますが、私の申し上げましたのは、砕き石の生産量が多いといふことを申し上げたわけでございます。企業数が必ずしも

多くはないのであります。

○阿部竹松君　そうすると、この砕き石はダムのあれですからなんですが、これは協同組合を作っておられでしょうか。しかし、任意組合には金は貸さぬ。同じ通産省でも、あなたの方の答弁と企業庁長官の講話さんの話が違ふというの、私はどうも理解できないのですが、その点はいかがですか。そうでしょう、任意組合には金を貸さぬ、あの法案の審議を……。新たにこの法律が改まつておれば別ですよ、私どもが論議したときはそうなつておつた。

○政府委員(川出千速君)　私の承知しております範囲では、現在一般的には中小企業の協同組合、商工組合等、組合を結成している場合には、金融的助成をはかるということに一般的にはなつております。これについては、採石業も当然入るということを申し上げたわけでありませう。

○近藤信一君　今の問題に関連するのですが、協同組合を作っておる事業というのとはどれくらい現在あるんですか、その点おわかりであつたらひとつ。

○政府委員(川出千速君)　採石業につきましては、組合の数を実はよく承知しておりませんが、百ぐらいということをおつと聞いたことがございますけれども、これは現在資料を持っておりませんので、正確な答弁はできないわけでありませう。

○近藤信一君　任意組合は、これは方々であると思いますが、協同組合は、今の局長もはつきりとわからぬという答弁ですが、私も、その採石事業の協同組合というのはあまり聞いたことがないわけなんです、それからいま一つ、阿部

さんからも言われた砕くほうの石というの、これはおおむね中小企業じゃないですか、たとえばダム工事を請け負う鹿島なら鹿島、それが採掘権というのか、その権利というものをその山に設定するわけですね。したがつて砕く石のほうにおいては、私はもちろん協同組合があるというふうに考えられないのですが、この点はどうですか。

○政府委員(川出千速君)　砕き石業が大企業であるということはないわけでございます。これはほとんど中小企業でございます。電源開発をするものが、自家消費のためにやるというやうな例、あるいは今の大きな土建会社がやるという例もあるかもしれませんが、数の上では中小企業が圧倒的なものを占めておると聞いております。

○近藤信一君　中小企業が多いということでございますが、それはやはり大企業の、大きな土建会社の下請事業としてその現場でやつておるといふあれですか。

○政府委員(川出千速君)　その辺の実際は、実は私正確に承知しておりませんが、独立でしている場合が相当多いのではないかと思います。なお、もう少し具体的に申し上げますと、砕き石業者に対する三十七年度貸付額は約一億をこえておるわけでございます。これは中小企業でないといふ出せないわけでございます。この数字から考えましても、相当数が中小企業であると考えております。

○近藤信一君　貸付をやつておるといふのはどういふあれで、今言われた近代化資金というのか、ほかのほうの資金か、どういふあれですか。

○政府委員(川出千速君)　いわゆる近代化資金でございます。汎用設備あるいは破砕装置等を対象にしているわけでございます。

○近藤信一君　そうすると、組合じゃなくて個人ですか、近代化資金の貸付は。

○政府委員(川出千速君)　ただいま申し上げましたのは、組合ではなくして各個の企業でございます。法人の場合もありますし、個人経営の場合もあると思ひます。

○阿部竹松君　近代化資金の対象になるというのはいかか。ということ、は、業者が、砕き石ばかりではなく、あらゆる業を、土建屋さんですから三つも四つもやつておつて、したがつて、ほかの名称で融資を受けるといふなら別問題ですが、砕き石が近代化資金ということになる、われわれこの前法を論議したとき、ごまかされたということになる、これが事実とすると。したがつて、近藤委員からも発言があつたように、ダム建設等はダム会社が、間なり、清水でも鹿島でも、全部自分の系列会社の第二会社を持つていつて、関西でも中部でも東京電力でも東北でもやつておるのです。僕たちは何度も建設現場を視察してよくわかつたのですが、そうすると、砕き石を対象にするという業者は、電源開発なり、あるいはそういうより大きなダムの建設の対象にならない。特にこの二百幾らですか、あつた砕き石のほう、一番前段にきておるのは対象にならないのです。あなたの言うあれが正しいとすれば、近代化資金から一億も出すということはちよつと理解できないです。それはそれでいいわけですが、委員長、そこで議事進行ですが、私ども勉

強が十分でないし、その点局長さんにも十分お調べ願つて、ちよつと時間も十二時過ぎましたから、本日はこれで閉会していただきたいと思います。お取り計らいをお願いします。

○委員長(赤間文三君)　速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(赤間文三君)　速記を始め。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめて、散会をいたします。
午後零時十分散会